

6 認可保育施設の利用調整方法について

利用調整基準の見直しについて

利用調整基準については様々なご意見をいただきながら、毎年度見直しを行っています。今後も入所状況や申込状況を踏まえ、公平で明確な基準作りを目指し、見直しを行っていきます。

1 令和6年度利用調整基準の主な変更点

	区分	項目	基準指数該当箇所	変更内容
1	変更	保育所等利用調整の基準指数表	1表 3の項	・「月1日以上通院を要する感染症、特殊疾病、特定疾病」について、通院頻度を削除しました。 ・「療養（週3日以上通院）」及び「療養（週2日通院）」を削除しました。 ・「常時安静を要する」を新設しました。
2	変更	保育所等利用調整の基準指数表	1表 5の項	・就労時間を週単位から月単位へ変更しました。 ・指数を一部見直しました。
3	削除	同居祖父母あり	3表 H	削除しました。
4	変更	保護者が保育士等	4表 優先項目指数（あ）	転所申込を対象外としました。
5	変更	内定辞退等	4表 優先項目指数（す）	・辞退した場合は適用の対象とし、辞退期限を無くしました。 ・3か月間利用調整の対象外とする取扱いを無くしました。
6	変更	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	4表 優先項目指数（せ）	4月入所のための適用を、年度途中入所にも適用することとしました。

2 利用調整基準

保護者の基準指数(1表)
+調整指数(2表及び
3表)に基づき利用調整

決定

未決定
(指数が同一の場合)

優先順位に
基づき利用調整

決定

1表 武蔵野市保育所等利用調整の基準指数表

	類型	細 目	基準指数
1	不存在	離婚、未婚、行方不明、死亡等	100
2	災害	火災等による家屋の損壊その他災害復旧のために保育にあたることができない場合	100
3	疾病、傷病 又は心身障害	入院（おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。）	100
		常時病臥	100
		入院を要する精神性疾患、感染症、特殊疾病、特定疾病	100
	疾病又は 傷病	精神性疾患、感 週1日以上以上の通院を要する	95
		染症、特殊疾病、 特定疾病	90
		上記以外	80
		常時安静を要する（日常生活に著しく支障がある）	80
		その他（上記以外の療養を要する）	55
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持	100
		身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級を所持	90
		その他（身体障害者手帳4級等を所持する場合）	55
4	看護又は介護	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれに準ずる状態にある者、感染症若しくは特殊疾病である者又は要介護4・5の高齢者の看護若しくは介護をしている場合5の項を準用する。ただし、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。	
		その他（上記以外の同居親族の看護又は介護をしている場合） 月48時間以上（実働）	50
5	就労		
	※5の項の就労時間の算定は次のとおり行う。	1月、155時間以上の就労を常態とする。	100
		1月、150時間以上155時間未満の就労を常態とする。	95
		1月、140時間以上150時間未満の就労を常態とする。	90
		1月、130時間以上140時間未満の就労を常態とする。	85
		1月、120時間以上130時間未満の就労を常態とする。	80
		1月、110時間以上120時間未満の就労を常態とする。	75
		1月、110時間未満の就労を常態とする。	65
	・休憩時間1時間までを就労時間として含める。通勤時間及び超過勤務時間は含めない。	1月、124時間以上の就労を常態とする。	80
		1月、120時間以上124時間未満の就労を常態とする。	75
		1月、112時間以上120時間未満の就労を常態とする。	70
		1月、104時間以上112時間未満就労を常態とする。	65
		1月、96時間以上104時間未満の就労を常態とする。	60
		1月、96時間未満の就労を常態とする。	55
	・育児時間（短時間勤務）を取得する場合、1日2時間までは就労時間とみなし、2時間を超える場合、その超える時間を就労時間から除く。	1月、93時間以上の就労を常態とする。	55
		その他	50
		上記に掲げるもののほか、月48時間以上（実働）の就労で、明らかに児童が保育を要すると認められる場合	
6	妊娠、出産	入所予定日が、出産月を挟む前後おおむね2か月の間に該当する場合（多胎出産の場合は出産前おおむね4か月前から出産後おおむね2か月）。	70
7	特例	就学、職業訓練等	
		5の項を準用する。	
		求職中（自営準備含む。）	35
		その他	協議
		前各項に掲げるものの他、明らかに児童が保育を要すると認められる場合	

- 《備考》
- 3の項に該当する場合は、医師の診断書等で通院頻度を確認する。
 - 3の項の感染症とは、感染症法の対象となる感染症の場合をいう。
 - 3の項の特殊疾病とは、国の指定難病と都単独の対象疾病の場合をいう。
 - 3の項の特定疾病とは、介護保険法施行令及び国民健康保険法施行令の規定の場合をいう。
 - 5の項は育児休業中の者も含む。
 - 5の項の就労時間の算定において、就労実績が雇用契約上の就労日数及び就労時間を満たしていない場合は、就労実績を元に算定する。
 - 5の項の就労時間の算定において、産前休暇前に悪阻等の体調不良により、勤務時間が減少した場合は、産前休暇前の3か月の内、就労時間の多い月の実績を適用できる。
 - 4の項、5の項及び7の項（就学、職業訓練等）のうち複数に該当する場合は、それぞれの時間数を合算して算定する。

2 表 保護者それぞれにかかわる調整指数表

	調整指数	名称	適用要件
A	- 5	親族経営	保護者の3親等内の親族が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。ただし、当該就労の実績が証明できるときを除く。
B	- 2	就労等状況変更予定	就労又は就学、職業訓練等を行っている保護者について、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに当該就労又は就学、職業訓練等の状況に変更の予定があり、当該変更により基準指数が増加する場合に適用する。
C	- 10	就労等予定	無職の保護者が、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに就労又は就学、職業訓練等を開始する予定がある場合に適用する。
D	- 20	就学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に在学している場合に適用する。ただし、大学等の研究機関において無報酬で研究を行っている場合、大学等が発行した証明書で就労状況等を証明できる場合は適用しないものとする。また、国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できる場合についても適用しないものとする。
E	- 10	職業訓練	国、都道府県又は市区町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合に適用する。
F	- 20 まで	証明内容不整合	証明書に記載された雇用条件と勤務実績とに相当の差異がある等証明書の内容と就労実態に不整合がある場合に適用する。

≪備考≫ 1 Bの項又はCの項についてひとり親の場合は、適用しないものとする。

2 Bの項又はCの項（いずれも就学、職業訓練等の場合。）を適用する場合は、Dの項及びEの項を併せて適用する。

3 表 世帯にかかわる調整指数表

	調整指数	名称	適用要件
G	- 10 ※未納1か月につき	保育料滞納	入所申込月において当該世帯の児童（卒園児も含む）の保育料の滞納がある場合にそれぞれの滞納月数に乗じて適用する。ただし、入所申込月の前月までに納付誓約書を子ども育成課に提出しており、当該納付誓約書どおりに納付されることを確認できるときを除く。
H	+6	ひとり親	保護者がひとり親又はひとり親家庭のための手当等を受給している場合に適用する。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいるときを除く。
I	+20	2歳児までしか在園することができない地域型保育施設の卒園児	2歳児までしか在園することができない市内の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠（市の利用調整による入所受入枠）、居宅訪問型保育事業を卒園する児童が、入所申込をする場合に適用する。（3歳児クラスの4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
J	+5	施設の廃業で継続利用ができず緊急的に保育を必要とする児童	市内又は市外の保育施設を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用しており、当該保育施設が廃業することを理由に継続して利用することができず緊急的に保育を必要とする場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、保育施設の事情で継続契約ができないことを証明できる場合に限る。（4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
K	+3	2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない児童	2歳児までしか在園することができない市内又は市外の保育施設（企業主導型保育事業及び武蔵野市認定グループ保育室を含む。）を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用している場合、又は3歳児以降の保育定員がある保育施設においても、2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、施設が継続契約をしないことを証明できる場合に限る。（3歳児クラスの4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
L	+10	障害児枠での申込	児童が発育や発達の遅れ、疾病等があり、障害児枠での入所申込が必要であると認められる場合に適用する。

≪備考≫ Iの項、Jの項、及びKの項については、いずれかの項についてのみ適用する。

最終実施指数が同一である場合の優先順位

第1順位 既に市内認可保育施設に在園または内定している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる市内認可保育施設に在園または内定している児童。

(4月入所1次利用調整で内定し転所申込をした場合、4月入所2次利用調整から適用)

第2順位 4表「優先項目指数表」に掲げる優先項目指数の合計数の大きい児童

4表 優先項目指数表

	優先項目指数	名称	適用要件
あ	+1	保護者が保育士等	1表 5の項の適用を受ける保護者で、入所予定日において、市内又は市外の認可保育施設、認証保育所、企業主導型保育所又は幼稚園で、保護者が保育士又は幼稚園教諭等として勤務していることを就労証明書で確認でき、かつ保育士証又は幼稚園教諭免許状の写しを提出した場合に適用する(転所申込を除く)。
い	+2	多子世帯 (未就学児童)	入所予定日において、未就学児童が3人以上いる世帯に適用する。
う	+1	多子世帯 (小学3年生以下の児童)	入所予定日において、小学3年生以下の児童が3人以上いる世帯で、かつ、そのうち未就学児童が2人いる場合に適用する。
え	+2	多胎児の 兄弟姉妹有	利用調整会議の日において申込児童(転所申込は除く。)の他に、入所申込(転所申込は除く。)している多胎児の兄弟姉妹がいる又は入所予定日に市内認可保育施設に在園している多胎児の兄弟姉妹がいる場合に適用する。
お	+1	兄弟姉妹有	利用調整会議の日において申込児童(転所申込は除く。)の他に、入所申込(転所申込は除く。)している兄弟姉妹がいる又は入所予定日に市内認可保育施設に在園している兄弟姉妹がいる場合に適用する。
か	+2	認可外保育施設 1年以上利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等(海外の施設を含む。)を引き続き1年以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する(転所申込を除く。)。ただし、利用予定は含まないものとする。また(き)の項の適用該当者のうち、就労証明書等の提出により育児休業から切れ目なく認可外保育施設を利用していることを確認でき、育児休業取得から入所予定日の前日までの期間が1年以上となる場合に適用する。
き	+1	認可外保育施設 利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等(海外の施設を含む。)を引き続き1か月以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する(転所申込を除く。)。ただし、利用予定は含まないものとする。
く	+2	保護者が障害者等	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳1～3級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しているか、感染症、特殊疾病若しくは特定疾病の場合に適用する。
け	+1	保護者が障害者 (身体障害者手帳 4・5級所持)	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳4・5級を所持している場合に適用する。
こ	+2	兄弟姉妹障害児	保護者のいずれもが1表 4の項の適用を受けていない場合で、申込児童の兄弟姉妹に障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳)を所持する障害児がいる場合に適用する。
さ	+2	育児休業取得 1年以上	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1年以上取得している場合に適用する。ただし就労証明書等の提出により、育児休業を取得することを確認できる場合に限り(転所申込を除く。)。取得期間の算定については、育児休業中に下の子の産前休暇に入る場合は、上の子の育児休業期間に、下の子の産前産後休暇と育児休業の期間を合算する。
し	+1	育児休業取得	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1か月以上取得している場合に適用する(転所申込を除く。)。ただし、就労証明書等の提出により、育児休業を取得することを確認できる場合に限り。なお、出産予定日においては、入所予定日の前日において育児休業を1か月以上取得予定であることを、出産予定日の申込に関する誓約書及び出生後に提出する産前産後・育児休業等証明書等にて確認できる場合に適用する。
す	-1	内定辞退等	利用調整で内定を受けたが、辞退・取下げした場合、又は内定取消の場合に適用する。適用する期間は年度中及び翌年度とする。
せ	-1	売買契約書・賃貸 契約書の写し等が 提出できない	転入予定での申込において、受付期間中に提出できない場合に適用する。

《備考》 1 (い)の項又は(う)の項、(え)の項又は(お)の項、(か)の項又は(き)の項、(く)の項又は(け)の項、及び(さ)の項又は(し)の項については、いずれか指数の高い項を適用する。
2 (か)の項、(さ)の項又は(し)の項について、育児休業取得期間の算定について、産後8週を経過した日から引き続き育児休業を取得する場合には、出産日を始期とする。

- 第3順位** 生活保護受給世帯に属する児童
第4順位 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯に属する児童
第5順位 虐待されるおそれがあると認められる児童又は保護者が配偶者から暴力を受けるおそれがあると認められる世帯に属する児童
第6順位 市区町村民税所得割額・均等割額の低い世帯に属する児童（申込締切日時点で確認できる税額に基づく）（武蔵野市と異なる税率の市区町村に住民登録があった者の所得割額・均等割額は、武蔵野市に住民登録があった者とみなして算定する）
※市区町村民税所得割額の算定は調整控除を除き、税額控除は適用しない。
第7順位 合計所得金額の低い世帯に属する児童（申込締切日時点で確認できる税額に基づく）

その他の指数（育児休業の延長が可能な場合）

名称	適用要件
他の申込者を優先することに同意する	保育所等に入所できない場合に育児休業の延長が可能な保護者から、他の申込者を優先することの同意書（指数の制限に関する同意書）の提出があった場合には、基準指数、調整指数に関わらず、当該児童の指数を50とする。ただし、保護者が1表5の項の適用を受ける場合に限る。

6

《特例調整》

・特例調整の概要と目的

概要：市内認可保育施設で兄弟姉妹別々在園（内定）している児童の解消のために、平成29年度入所から導入。

目的：これまで施設に空きが出ない限り、利用調整を行えなかったところを在園児童（内定児童）同士での交換調整を行えるようにする。

・要件・調整方法

項目	対象・要件	調整方法
在園児童（内定児童）同士の交換調整	以下の要件をすべて満たす児童 ①市内認可保育施設に在園（内定）している。 ②調整を行う時点で、転所申込をしている。	①在園（内定）施設と第1希望の施設で、同じ学年で交換が成立する児童を抽出する。 例：北町保育園在園・第1希望吉祥寺保育園で転所申込している1歳児⇔吉祥寺保育園在園・第1希望北町保育園で転所申込している1歳児 ②抽出した児童のうち、競合する児童がいる場合には、最優先は兄弟姉妹で別々在園となっている児童とする。以降は利用調整基準に準じる。 ③交換できる児童が特定した後、それぞれの保護者に連絡を入れ意向確認を行う。ここで両者とも交換に応じたいとなった場合には、交換成立としそれぞれの施設に連絡を取り、転所に必要な案内を行う。

※令和6年度入所においては、令和6年4月2次利用調整と令和6年5月利用調整から毎月実施する。



＜利用調整の計算例＞

P29～30の1表、2表、3表及びP32のその他の指数に基づいて最終実施指数を決定し、順位をつけます。最終実施指数が他世帯と同一の場合のみ、P31～32の優先順位により決定します。

下の例では、【世帯B】よりも【世帯A】の方が、利用調整順位は上位となります。（優先指数は【世帯B】の方が高いが、最終実施指数は【世帯A】の方が高いため。）

世帯A

保護者1	月20日以上就労月155時間以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）	．．．．．基準指数	100
保護者2	月20日以上就労月155時間以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）	．．．．．基準指数	100
（調整指数なし）			最終実施指数 200
入所予定日において育児休業を1年以上取得する		+ 2	優先指数 2

世帯B

保護者1	月20日以上就労月155時間以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）	．．．．．基準指数	100
保護者2	月20日以上就労月155時間以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）	．．．．．基準指数	100
（調整指数あり）			
（母）就労等予定．．．．．調整指数			—10
			最終実施指数 190
申込児童の他に新規入所申込をしている兄弟姉妹がいる		+ 1	優先指数 3
入所予定日において育児休業を1年以上取得する		+ 2	

＜就労要件の指数決定方法について＞

「就労」要件の指数決定の際、就労実績が雇用契約上の就労日数及び就労時間を満たしていない場合は、就労実績を元に算定する。